

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ 8/2565
เรื่อง นโยบายและหลักเกณฑ์การส่งเสริมการลงทุน
非公式訳
投資委員会布告
第 8/2565 号
件名：投資奨励政策および基準

国内外の経済・投資に関する環境が大きく変化し、現状況および将来への変化、国の経済社会開発計画、農業・工業・サービス業開発政策に応じ、国の長期的な競争力維持および持続的発展のため、投資委員会は投資奨励政策および基準を見直すべきと考える。

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 19 条の権限に基づき、投資委員会は投資奨励政策および基準を以下の通り定める。

第 1 項 以下の布告を撤廃する。

- 1.1 仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件：投資奨励政策および基準、並びにその改正増補
- 1.2 仏暦 2549 年 (2006 年) 3 月 20 日投資委員会布告第 6/2549 号、件名：電子・電気産業機械の輸入関税免除

第 2 項 本布告に反した投資委員会布告または投資委員会事務局布告について本布告に置き換えることとする。

第 3 項 投資促進のビジョン

委員会は投資促進のビジョンを以下の通りとする。

タイ経済を再構築して下記の 3 つを達成するという主な目標に向けて、「**国家経済を「新たな経済」へと再構築するための投資を促進すること**」

3.1 革新的 (Innovative) : 技術、イノベーション、創造性がけん引する経済

3.2 競争的 (Competitive) : 高い競争力と適応力を備え、高成長を導く経済

3.3 包括的 (Inclusive) : 環境と社会の持続可能性に配慮し、機会を創出し、経済的格差を是正する経済

第 4 項 投資奨励政策

委員会は決定したビジョンによる目標を達成するため、投資促進の 7 つの柱を以下の通りに決定する。

4.1 タイが得意とする既存産業の高度化およびタイの新たな有望産業基盤の構築による産業の再構築、並びにサプライチェーンの強化 (Supply Chain)

4.2 新規投資および既存の事業者の強化を対象としスマート化・サステナブル化へ向け産業の転換を加速する。

4.3 タイを国際ビジネスハブ・貿易投資の域内玄関口として促進する。

4.4 中小企業 (SMEs) とスタートアップ (Startup) を強化、世界へ結びつける。

- 4.5 地域のポテンシャルに応じた投資を奨励し、包括的な成長を実現する。
- 4.6 被奨励事業者がコミュニティと社会の開発活動を行うよう奨励する。
- 4.7 タイ企業による海外投資を促進し、ビジネスチャンスと世界経済におけるタイの役割を拡大する。

第 5 項 プロジェクト認可基準

委員会はプロジェクト認可基準を以下の通りとする。

5.1 農業、工業、サービス業の競争力開発

- 5.1.1 収入の 20%以上の付加価値を有すること。ただし、農業・食品産業、電子および部品事業、コイル・センター事業は収入の 10%以上の付加価値を有すること。
- 5.1.2 委員会が同意した最新の製造工程またはサービス提供プロセスを有すること。
- 5.1.3 新品の機械を使用すること。国外より輸入する中古機械を使用する場合は以下の基準とする。

一般の場合

- (1) 製造年より輸入年まで 5 年以内の中古機械は、プロジェクトでの使用と、法人所得税の免除上限額となる投資金額に算入することが認められる。ただし、輸入税免除の恩典は付与されない。また、機械の性能、環境への影響、エネルギー消費、機械の妥当な査定額について、信頼に足る機関より、能力証明書を取得すること。
- (2) 製造年より輸入年まで 5 年超～10 年以内の中古機械については、プロジェクトでの使用を認められるが、法人所得税の免除上限額となる投資金額に算入することは認められず、かつ輸入税免除の恩典も付与されない。機械の性能、環境への影響、エネルギー消費について、信頼に足る機関より、能力証明書を取得すること。

生産拠点の移転の場合

- (1) 製造年より輸入年まで 5 年以内の中古機械は、プロジェクトでの使用と、法人所得税の免除上限額となる投資金額に算入することが認められる。ただし、輸入税免除の恩典は付与されない。機械の性能、環境への影響、エネルギー消費量、機械の妥当な査定額について、信頼に足る機関より、能力証明書を取得すること。
- (2) 製造年より輸入年まで 5 年超～10 年以内の中古機械については、プロジェクトでの使用と、機械簿価の 50%までを法人所得税の免除上限額となる投資金額に算入することが認められる。ただし、輸入税免除の恩典は付与されない。機械の性能、環境への影響、エネルギー消費量、機械の妥当な査定額について、信頼に足る機関より、能力証明書を取得すること。
- (3) 製造年より輸入年まで 10 年を超える中古機械については、プロジェクトでの使用を認められるが、法人所得税の免除上限額と

なる投資金額に算入することは認められず、かつ輸入税免除の恩典も付与されない。機械の性能、環境への影響、エネルギー消費量について、信頼に足る機関より、能力証明書を取得すること。

その他の場合

海運事業、空運事業そして金型事業は、委員会が適切であると判断した場合、10 年を超える中古機械の使用を認められる。輸入税免除の恩典が付与され、法人所得税の免除上限額となる投資金額に算入することが認められる。

詳しくは事務局の定める基準に従うものとする。

- 5.1.4 投資金額（土地代および運転資金を除く）1,000 万バーツ以上のプロジェクトは、操業開始期限日より 2 年以内に ISO9000 または ISO14000 その他相当する国際規格を取得すること。取得ができない場合、法人所得税免除恩典が 1 年間取り消される。

5.2 環境への影響予防

- 5.2.1 環境への影響予防・軽減に十分かつ効率的な方針や措置を有すること。環境への影響が発生する可能性のあるプロジェクトに関し、委員会は立地および汚染処理について特別審議を行う。

- 5.2.2 環境影響評価報告書を提出しなければならない対象の業種や規模のプロジェクトは、関連する環境法規制や閣議決定を遵守しなければならない。

- 5.2.3 ラヨン県に立地するプロジェクトは、仏暦 2554 年（2011 年）5 月 2 日付投資委員会事務局布告第 Por.1/2554 号、件名：ラヨン県地域における投資奨励政策に従うこと。

5.3 最低投資金額およびプロジェクトの可能性

- 5.3.1 プロジェクト毎の最低投資金額（土地代および運転資金を除く）は 100 万バーツ以上とする。ただし、委員会が定めた投資奨励対象業種表に定められた場合を除く。

ナレッジベースの事業については委員会が定めた投資奨励対象業種表内で指定する年間人件費から最低投資金額を検討する。

- 5.3.2 新規プロジェクトの負債と登録資本金の比率は 3 : 1 以内であること。拡大プロジェクトについてはケースバイケースで検討する。

- 5.3.3 投資金額が 20 億バーツ（土地代および運転資金を除く）を超えたプロジェクトは委員会が定めた通りプロジェクト可能性調査を提出しなければならない。

第 6 項 コンセッションプロジェクトの検討基準

コンセッション事業および民営化事業について、投資委員会は仏暦 2541 年（1998 年）5 月 26 日および仏暦 2547 年（2004 年）11 月 30 日の閣議決定に従った検討方針に基づくものとし、以下の通りとする。

- (1) 仏暦 2542 年（1999 年）国営企業資本法に基づく国営企業の投資プロジェクトは奨励対象外とする。
- (2) 民間が特権を受け実施し、最終的に国に所有権を引き渡す公益事業（Build-Transfer-Operate あるいは、Build-Operate-Transfer）に関し、この投資奨励の恩典付与を希望する場合、これを企画する担当政府当局が入札招請する前の時点で投資委員会にプロジェクトを提出しなければならない。また、入札の段階で民間にどのような恩典が付与されるのかについて明確に公告をしなくてはならない。原則として、投資委員会は国に対して見返りを払う特権事業を奨励しない。ただし、政府がそのプロジェクトに投資した金額の妥当な見返りを有する場合を除く。

なお、委員会に原則認可を申請するプロジェクトは、委員会が定めたガイドラインに従い、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 民間が特権を受け実施し、最終的に国に所有権を引き渡す公益事業（Build-Transfer-Operate あるいは、Build-Operate-Transfer）であること。
- (2) 入札による民間の選出、そして
- (3) インフラストラクチャおよび公共サービスに関連し、かつ投資奨励対象業種に該当する事業であること。

いずれか一つの条件を満たさない場合、奨励申請前に原則認可を申請せずに、委員会は一般基準に基づき奨励を検討する。

- (3) 政府プロジェクトを民間に運営・所有をさせる（Build-Own-Operate）については、政府に賃借料の形式で見返りを払う民間に貸与または運営させる場合、投資委員会は通常の基準に基づき奨励を検討する。
- (4) 仏暦 2542 年（1999 年）国営企業資本法に基づき民営化した企業は、事業を拡大したい場合、その拡大投資事業部分のみを奨励申請することができ、通常の基準に基づき恩典が付与される。

第 7 項 外国人の持ち株基準

委員会は投資奨励申請プロジェクトに対しての外国人の持ち株基準を以下の通り定める。

- 7.1 仏暦 2542 年（1999 年）外国人事業法のリスト 1 に示される業種におけるプロジェクトは、タイ国籍者が登録資本金の 51%以上の株式を保有しなくてはならない。
- 7.2 仏暦 2542 年（1999 年）外国人事業法のリスト 2 およびリスト 3 に示される業種におけるプロジェクトは、外国人が過半数または全数の株式を保有することを認める。ただし、他の法律で別途定められた場合を除く。
- 7.3 妥当な理由があれば、委員会は特定の奨励プロジェクトに限り、外国籍者の出資比率を定めることができる。

第 8 項 業種に基づく恩典

委員会は業種の重要度に応じて、投資委員会布告第 9/2565 号、件名：国の発展にとって重要な産業への投資奨励措置に定めた通りに恩典を以下のように定める。

A グループは法人所得税、機械、原材料に関する恩典および非税的恩典の対象とし、以下の5 グループに分けられる。

A1+ グループは以下の恩典を付与する。

- 上限無しで 10-13 年間法人所得税を免除する。
- 機械の輸入関税を免除する。
- 輸出向け製造用の原材料および必要資材の輸入税を 1 年間免除する。ただし、必要適切に応じ委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典

A1 グループは以下の恩典を付与する。

- 上限無しで 8 年間法人所得税を免除する。
- 機械の輸入関税を免除する。
- 輸出向け製造用の原材料および必要資材の輸入税を 1 年間免除する。ただし、必要適切に応じ委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典

A2 グループは以下の恩典を付与する。

- 投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100%まで 8 年間法人所得税を免除する。
- 機械の輸入関税を免除する。
- 輸出向け製造用の原材料および必要資材の輸入税を 1 年間免除する。ただし、必要適切に応じ委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典

A3 グループは以下の恩典を付与する。

- 投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100%まで 5 年間法人所得税を免除する。
- 機械の輸入関税を免除する。
- 輸出向け製造用の原材料および必要資材の輸入税を 1 年間免除する。ただし、必要適切に応じ委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典

A4 グループは以下の恩典を付与する。

- 投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100%まで 3 年間法人所得税を免除する。
- 機械の輸入関税を免除する。
- 輸出向け製造用の原材料および必要資材の輸入税を 1 年間免除する。ただし、必要適切に応じ委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典

B グループは以下の恩典を付与する。

- 機械の輸入関税を免除する。

- 輸出向け製造用の原材料および必要資材の輸入税を 1 年間免除する。ただし、必要適切に応じ委員会は期間を延長させる。
- 非税的恩典

ただし、委員会が定めた投資奨励対象業種表に恩典が定められた場合を除く。

第 9 項 投資奨励地域

委員会は投資奨励地域を以下の通りとする。

9.1 東部特別開発区 (EEC)

9.2 仏暦 2564 年 (2021 年) 特別経済開発区の開発に関する首相府規則に基づく特別経済開発区

9.3 南部国境地域および南部国境地域におけるモデル都市地域

9.4 一人当たり所得の低い 20 県、すなわち、カーラシン県、チャイヤブーム県、ナコーンパノム県、ナーン県、ブンカーン県、ブリーラム県、パッタ룬県プレー県、マハーサーラカーム県、ムクダーハーン県、メーホンソーン県、ヤソートーン県、ローイエット県、シーサケート県、サコンナコーン県、サケーオ県、スリン県、ノーンブアラムプー県 ウボンラーチャターニー県及びアムナートチャルーン県

9.5 委員会により奨励または同意された科学技術パーク (Science and Technology Park) およびイノベーション地区

第 10 項 対象地域に対する追加恩典

10.1 工業用地開発のための追加恩典

事業所が奨励されている工業団地または工業区に立地する場合、法人所得税の免除期間を 1 年間追加する。

ただし、奨励されている工業団地または工業区に立地するという条件がある業種を除く。

10.2 地方分散のための追加恩典

事業所が第 9.4 項の投資奨励地域に立地する場合、以下の追加恩典を付与する。

- (1) 法人所得税の免除期間を 3 年間追加する。また、A1 または A2 グループ事業の場合は、法人所得税免除期間終了後さらに投資による純利益から法人所得税を通常税率の 50% で 5 年間減税する。
- (2) 輸送費、電気代、水道代の 2 倍を、被奨励事業の収入発生日より 10 年間控除する。
- (3) 通常の減価償却以外に、被奨励者の純利益から、インフラの設置・建設費の 25% を控除することを許可するが、奨励事業の収入発生日より 10 年間の内、どの年の純利益から控除することも可能で、または数年に渡って控除してもよい。

なお、その他の対象地域に対する追加恩典は関連布告に従うこと。

第 11 項 恩典付与の追加基準

- (1) 同一プロジェクトの製品の製造の場合、適切に応じ上流の原材料製造の業種に基づき高度恩典の付与を検討する。

- (2) 追加恩典を付与する措置から受ける法人所得税免除期間はその他の業種および措置に基づく恩典と組み合わせる場合 8 年間までとする。A1+ グループ事業の場合およびその追加恩典を付与する措置または条件に基づき別の方法で定められた場合を除く。しかし、いずれにしても最長 13 年間までとする。
- (3) 第 35(1) 条に基づく法人所得税の減税恩典を受けることができるプロジェクトは、法人所得税免除恩典の合計免除期間が 8 年間を超えないものとする。
- (4) 追加恩典を付与する措置から受ける第 35(1) 条に基づく法人所得税の減税期間はその他の措置と組み合わせる場合 5 年間までとする。
- (5) 業種に基づき奨励取得する、または何らかの措置の下で追加恩典を受けるためにしなければならない投資、支出およびすべての手続きは、他の追加恩典を受けるために同じ投資、支出、または手続きを使用することは出来ない。

第 12 項 奨励期間中の機械輸入税免除の恩典

効率および競争力を向上させるために、以下の場合において、委員会は被奨励プロジェクトが奨励期間中いつでも機械の輸入税を免除して輸入することを許可する。

12.1 研究開発に使用される機械

12.2 汚染防止または除去のために使用される機械

12.3 操業開始許可取得後であるか否かを問わず、電子製品およびその部品の製造プロジェクトに使用される機械で、既存の機械の刷新や代替するため、または既存プロジェクトの生産能力向上のための機械

第 13 項 研究開発に使用するための輸入品への輸入関税免除の恩典

研究開発を推進するために、委員会は被奨励プロジェクトに研究開発の工程を有する被奨励者に対し研究開発や関連する試験に使用するための輸入品にかかる輸入関税免除の恩典を付与し、1 年毎に認可する。輸入関税が免除される輸入品は、機械または原材料およびに必要資材向けの輸入関税免除を受けられる機械または原材料および必要資材ではないこと。ただし、布告にて定めた種類、数量、期間、条件、手続きに基づく。

第 14 項 既存の被奨励者の事業拡大の促進

投資奨励政策の変更による影響を緩和するため、または既存の被奨励者の事業拡大を促進するため、委員会は、本布告に基づく投資奨励対象業種に該当しない既存の被奨励プロジェクトに対し元の場所で被奨励プロジェクトに基づく生産能力を高めることを許可する。また、生産能力を高めたものは、元の奨励証書に指定されている残りの恩典を付与する。なお、被奨励者は事務局が定めた基準に従いプロジェクトの改定申請をしなければならない。

第 15 項 法人所得税恩典の行使

税的恩典の行使が効率的に正しく行使され、奨励条件に合っていることが確認でき、奨励の経済性を明確に評価できるものとなるよう、被奨励者は事務局の定める基準および方法にてプロジェクト結果を報告し、該当年の法人所得税免除恩典行使の許可前に事務局に評価される。

- 第 16 項 上記の基準は、投資委員会が投資奨励および税制上の恩典付与を認可するためのガイドラインとして使用する一般基準とする。
- 第 17 項 本布告の発効前に旧布告に基づく投資奨励政策の下で奨励を申請した、奨励を認可された、または奨励を受けているプロジェクトは、その布告に定められた基準および条件に引き続き従わなければならない。
- 第 18 項 仏暦 2566 年（2023 年）1 月 3 日前に奨励を申請した、奨励を認可された、または奨励を受けているプロジェクトは、税制上の恩典を使用していない場合、本布告に基づき定められた基準および条件に基づく恩典を申請できるが、仏暦 2566 年（2023 年）6 月 30 日までに申請すること。
- 第 19 項 本布告は仏暦 2566 年（2023 年）1 月 3 日以降に提出される申請書に適用される。

発布日：仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー
(プラユット・チャンオーチャー)
首相
投資委員会委員長